

第 3 回富里市国民保護協議会 議事録

平成 1 9 年 2 月 1 日

| | |
|-------------|--|
| 議題 | <p>開会</p> <p>1 . あいさつ</p> <p>2 . 議事</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 富里市国民保護計画(素案)についての県との事前協議結果等について</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 富里市国民保護計画(素案)パブリックコメント結果について</p> <p style="padding-left: 2em;">(3) 富里市国民保護計画(案)についての答申について</p> <p>閉会</p> |
| 日時 | 平成 1 9 年 2 月 1 日(木) 午後 2 時 ~ 午後 2 時 4 0 分 |
| 場所 | 富里市役所 3 階 第 3 会議室 |
| 出席者 | <p>相川堅治、皆川信男、関根静夫、高安俊行(代理)、角田充、杉谷一紀、堀江孝央(代理)、石橋規、原一之(代理)、鈴木康之、越川健彦、大塚良一、山田照好、原清一、高岡明仁、黒田直明、中村忠夫、田辺則子(代理)、今野実、森田清市、黒田健昭、國枝弘、麻野邦子、石川孝一(2 4 名)</p> <p>事務局(4 名)、委託業者(1 名)</p> |
| 欠席者 | <p>岩島修二、野口文夫</p> <p style="text-align: right;">(敬称略)</p> |
| 会議の形態 | 公開(傍聴 1 名) |
| 会議の内容 | |
| 事務局 (課長) | <p><u>開 会</u></p> <p>ただいまから第 3 回富里市国民保護協議会を開会いたします。</p> <p>会議開催には、富里市国民保護協議会条例第 4 条第 2 項の規定により、過半数の委員の出席が必要となりますが、総委員 2 6 人中現在 2 4 人の出席をいただいておりますので会議は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>本日の協議会では、富里市国民保護計画(素案)についての県との事前協議の結果及び富里市国民保護計画(素案)に対するパブリックコメント結果につきまして、ご審議をお願いしたいと考えております。</p> <p>なお、今回の協議会資料として、富里市国民保護計画(案)につきましては、昨年 1 1 月 1 7 日に開催いたしました第 2 回富里市国民保護協議会等での審議結果を踏まえ事前に修正させていただいております。</p> <p>また、第 1 回の協議会でスケジュールをご説明させていただいておりますが、本日は富里市国民保護計画(案)の答申についてご審議いただきたいと考えております。</p> <p>会議に入る前に、前回同様、本協議会の会議録は公開とさせていただきます。</p> <p>それでは、はじめに、協議会会長であります、相川市長からご挨拶申し上げます。</p> |
| 議 長 | <p><u>1 . あいさつ</u></p> |

| | |
|------------------------|--|
| <p>(市 長)</p> | <p>皆様こんにちは。富里市長の相川堅治でございます。本日は大変お忙しい中、第3回富里市国民保護協議会にご出席をいただきましてありがとうございます。また、皆様には日頃から、防災行政をはじめ市政全般にわたり、ひとかたならぬお力添えをいただき、この場をお借りいたしまして改めて厚く御礼申し上げます。本日は、富里市国民保護計画（案）の答申についてご審議をいただくわけですが、報道でも多々取り上げられているように、未だに世界各地でテロ等が発生しております。つい最近でも、イラク・バグダッドでは同時爆弾テロ等が発生しており、多くの市民に犠牲者が出ております。また、北朝鮮の核問題も進展をみないままです。幸いにも日本でのテロの発生の事例はございませんが、いつ国内で発生しないとも限りません。これらの事態にも適切に対応できるよう、実効性のある富里市国民保護計画をまとめてまいりたいと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見をお願い申し上げます。簡単ですが挨拶に代えたいと思います。よろしく申し上げます。</p> |
| <p>事 務 局 (課 長)</p> | <p>ここで、議題に入ります前に本日は傍聴者が1名みえておりますので、入場して頂きます。暫くお待ちください。</p> <p>それでは協議会条例第4条第1項の規定によりまして会長が議長となりますので議事の進行をよろしくお願い致します。</p> |
| <p>議 長 (市 長)</p> | <p>それでは、ご協力の程よろしくお願い致します。</p> <p><u>2・議題（1）富里市国民保護計画（素案）についての県との事前協議結果等について</u></p> <p>それでは、早速ですが、議題（1）の富里市国民保護計画（素案）についての県との事前協議結果等について議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局 (並 木)</p> | <p>事務局の並木です。恐縮ですが、着席させていただきご説明申し上げますのでよろしく願いいたします。</p> <p>まず配付資料の確認をさせていただきます。まず、「第3回富里市国民保護協議会次第」がございます。次に、「第3回富里市国民保護協議会出席者名簿」。続きまして、資料1県との事前協議結果等一覧、資料2富里市国民保護計画（案）でございます。</p> <p>以上でございますが、よろしいでしょうか。もし、お手元がない方がございましたら、お席までお持ちいたしますので事務局までお申し出ください。</p> <p>それでは、議題（1）の富里市国民保護計画（素案）についての県との事前協議結果等について、資料1によりご説明させていただきますが、資料1につきましては、県との事前協議の結果及び事務局で行った自主修正について記載しております。</p> <p>県との事前協議ですが、昨年11月17日に開催いたしました第2回富里市国民</p> |

保護協議会において、「富里市国民保護計画（素案）について、協議会でのご意見を踏まえ必要な修正を行い計画（素案）とする。なお、計画（素案）の修正については、会長に一任する。」というご了解をいただきました。そこで事務局で作成した計画（素案）につきまして、県と事前協議したものであります。その結果、いくつかの修正意見がございましたので報告させていただきます。本日お配りいたしました資料1をご覧ください。表の左から、整理番号、ページ、修正後のページ、該当箇所、修正意見、その対応について記述してあります。なお、県との事前協議結果の他に、事務局で独自に修正した結果についても併せて記載しております。

まず、県との事前協議結果につきましてご説明いたします。大きく分けて「内容の修正」と「表現の修正」がございました。ここですべてをご説明するには、時間の関係もございましたので代表的なものをそれぞれ2～3説明させていただきます。

はじめに「内容の修正」について説明させていただきます。

まず、資料1の2頁の整理番号12をご覧ください。また、資料2計画（案）の17～18頁でございますが、こちらもお開きください。第1編第5章「関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱等」の「5 指定公共機関及び指定地方公共機関」の部分でございます。この記述については、『指定の追加、組織再編等による名称変更がおこなわれるため、会社名は資料編に掲載、もしくは「…事業者（会社他）」という記載にする。また、指定公共機関と指定地方公共機関については、その業務の大綱は重なる部分が多いので、別立てとして記載するのではなく、「指定公共機関及び指定地方公共機関」等とまとめて記載した方がよい』との指摘を頂戴し、資料2計画（案）の17～18頁のように修正いたしました。なお、日本赤十字社や日本銀行等は、その名称のまま、「…事業者」という区別で指定されておりましたので、名称のままの記載といたしました。

続きまして、資料1の3頁の整理番号21をご覧ください。また、資料2計画（案）の28～30頁をお開きください。第2編第1章第1-4(3)「安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備」及び資料2の計画の70～73頁、第2編第2章第6-2、3「県に対する報告、安否情報の照会に対する回答」の部分でございます。いずれの箇所も、安否情報省令が改正されたため、省令名・条文・様式に変更があり、特に本計画においては様式について、改正後の様式に修正いたしました。

続きまして、資料1の7頁の整理番号54をご覧ください。また、資料2計画（案）の89～91頁をお開きください。第3編第1章第2「事態想定ごとの被害概要」の部分でございます。こちらは、計画（素案）では、本市に該当する可能性がある事態例のみを記載してありましたが、『富里市には該当しないということから一部の事態例を省略したものと思われるが、ここは事態例の一般的なものを列挙したものであり、また富里市以外の市町村で、この様な施設等に対する攻撃が行われた場合、そこの市町村の住民が本市に避難するということも考えられるために、削除するのは適当ではない』といった指摘を頂戴し、事態例は県計画と同様に全て列挙するよう修正いたしました。

次に「表現の修正」について説明させていただきます。

まず、**資料1**の2頁の整理番号13をご覧ください。また、**資料2**計画(案)の19～21頁をお開きください。第2編第1章第1-1「市における組織・体制の整備等」の部分でございます。こちらは、市の各部局の平素の業務について、『列挙されている業務以外のことについても、柔軟に対応できるよう、「その他(部)内に係る武力攻撃災害対応の整備に関すること」を追記する方が良い』といった旨の指摘を頂戴しました。事務局としても、市の各部局の平素の業務として設けた「情報収集、提供体制の整備に関すること」とさらに県からの指摘に従い、「その他(部)内に係る武力攻撃災害対応の整備に関すること」を追記しました。

続きまして、**資料1**の4頁の整理番号31をご覧ください。また、**資料2**計画(案)の43頁をお開きください。第2編第1章第2-1(1)ウ「市対策本部員及び市対策本部職員の参集」の部分でございます。こちらは、計画(素案)では、「…参集基準を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。」という記述でありましたが、『参集基準は抽象的な定めであり、具体的には連絡名簿等を使うこととなるため、「…防災のために整備している連絡名簿を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。」に修正した方が良い』との指摘を頂戴し、指摘に従う形に修正しました。

続きまして、**資料1**の6頁の整理番号48をご覧ください。また、**資料2**計画(案)の79頁をお開きください。第2編第2章第7-3「応急措置等」の部分でございます。こちらは、計画(素案)では、「市は、武力攻撃災害が発生した場合において…」という記述になっておりましたが、『退避の指示などの応急措置は、武力攻撃災害が発生した場合のみではなく、発生するおそれがある場合にも適用されるため、「市は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において…」という記述に修正した方が良い』との指摘を頂戴し、指摘に従う形に修正しました。以上につきましては、「修正について」でございます。

次に事務局にて独自に修正した部分につきましてご説明させていただきます。

まず、**資料1**の9頁の整理番号1をご覧ください。また、**資料2**計画(案)の53頁をお開きください。第2編第1章第3-3「自衛隊の部隊等の派遣要請等」の部分でございます。(1)中の記述が該当いたしますが、防衛庁の防衛省への移行に伴い、「防衛庁長官」から「防衛大臣」に修正いたしました。

続きまして、**資料1**の9頁の整理番号3をご覧ください。また、**資料2**計画(案)の35頁をお開きください。第2編第1章第2-4「運送事業者の輸送力・輸送施設の基礎的情報の把握」の部分でございます。表中の「輸送施設に関する情報」に関し、本市には鉄道は通っていないため、「鉄道」に関する記述を削除しました。

以上、議題(1)富里市国民保護計画(素案)についての県との事前協議結果等について簡単に説明をさせていただきました。以上でございます。

議長
(市長)

ただ今事務局より、県との事前協議結果について説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

| | |
|----------------|---|
| | (----- 意見なし -----) |
| 議 長 (市 長) | 特に意見もないようですので、ご意見のとおり修正させていただきます。 それでは次に議題(2)富里市国民保護計画(素案)パブリックコメント結果について事務局から説明をお願いします。 |
| 事 務 局 (並 木) | <u>2・議題(2)富里市国民保護計画(素案)パブリックコメント結果について</u> 前回の協議会でご報告させていただきましたが、本計画(素案)につきまして、広く市民の皆様からご意見をいただくということで、パブリックコメントを平成18年12月4日(月)から12月22日(金)にかけて実施いたしました。ご意見はございませんでした。事務局といたしましては、今後とも国民保護に関する住民の皆様への情報発信や啓発活動を進め、国民保護に関する知識を持っていただくよう考えております。 |
| 議 長 (市 長) | ただいま事務局から議題(2)富里市国民保護計画(素案)パブリックコメント結果に関する説明をしていただきましたが、何かご意見等ございますでしょうか。 (----- 意見なし -----) |
| 議 長 (市 長) | 特にご意見がないようであれば、次に議題(3)の富里市国民保護計画(案)の答申についての審議に入りますが、その前に計画(案)全般につきまして何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (----- 意見なし -----) |
| 議 長 (市 長) | 特にご意見もないようですので、議題(3)の富里市国民保護計画(案)の答申について議題といたします。事務局より説明をお願いします。 |
| 事 務 局 (大 木) | <u>2・議題(3)富里市国民保護計画(案)についての答申</u> 議題(3)の富里市国民保護計画(案)の答申について、本日は、県との事前協議やパブリックコメント後の第3回目の協議会でありますので富里市国民保護計画(案)につきまして答申をいただきたいと考えております。 |
| 議 長 (市 長) | ただ今事務局より富里市国民保護計画(案)について、協議会より答申をいただきたいとのことでありますが、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (----- 意見なし -----) |
| 議 長 (市 長) | 特に意見もないようですので、それでは、あらためまして委員の皆様にお諮りいたします。ただ今事務局より説明のありましたこの計画(案)の内容をもって答申 |

| | |
|---------------------|--|
| <p>議長 (市長)</p> | <p>することにご異議はございませんか。</p> <p>(----- 異議なし -----)</p> <p>異議なしということですので、この内容で答申したいと思います。答申を行うにあたりましては、答申書を作成いたしますが、事務局で答申書の(案)を作成してまいりましたので、表現等につきましてご確認及びご意見をいただきたいと存じます。ただ今から答申書(案)をお配りいたします</p> <p>(-----事務局、答申書(案)を配付-----)</p> |
| <p>議長 (市長)</p> | <p>配付漏れは、ございませんか。ただ今、答申書(案)をお配りさせていただきました。それでは、事務局から答申書(案)を読み上げてください。</p> |
| <p>事務局 (大木)</p> | <p>それでは、ただ今お配りいたしました富里市国民保護計画(案)についての答申を朗読させていただきます。</p> <p>まず、中央に(案)。日付につきましては、答申用の計画(案)ができた日付を入れさせていただく予定です。富里市長 相川堅治様。富里市国民保護協議会 会長 アンダーライン部に会長の署名をいただきます。富里市国民保護計画(案)について(答申)。平成18年11月17日付富総第132号により諮問のありました標記の件につきまして、富里市国民保護協議会において審議した結果、別紙のとおり答申します。</p> <p>別紙を御覧下さい。</p> <p>富里市国民保護協議会は、平成18年11月17日、富里市長から、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第39条第3項の規定に基づき、富里市における国民の保護のための措置を実施するための計画策定について、諮問を受けました。当協議会では、富里市国民保護計画(案)を策定するため、これまで3回の協議会において協議を重ねてまいりました。</p> <p>つきましては、このたび富里市における国民の保護のための措置を実施するための計画について、別紙富里市国民保護計画(案)のとおり内容がまとまりましたので、ここに答申します。以上でございます。</p> |
| <p>議長 (市長)</p> | <p>ただ今事務局から答申書(案)につきまして、読み上げさせていただきましたが、この内容で富里市国民保護協議会としての答申をいたしたくと思いますが、何かご意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。</p> <p>(----- 意見なし -----)</p> |
| <p>議長 (市長)</p> | <p>それでは、特にご意見等ないようでございますので、この内容で答申書とさせていただきます。</p> <p>なお、協議会会長名で署名させていただいた答申書につきましては、後日事務局</p> |

| | |
|------------------------|--|
| | <p>より郵送させていただきますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| <p>議 長 (市 長)</p> | <p><u>2. 議題(4)その他</u> つづきまして、議題(4)のその他について議題といたします。事務局より何かありましたら、説明をお願いします。</p> |
| <p>事 務 局 (並 木)</p> | <p>事務局より計画策定のスケジュール並びに今後の富里市国民保護協議会につづきましてご説明させていただきます。 まず、富里市国民保護計画策定までのスケジュールでございますが、県との正式協議を2月に予定しております。 県との正式協議結果によりましては、修正箇所もあろうかと思われませんが、その際には関係機関の皆様にご意見照会を行うこともありますのでよろしくお願いいたします。その後、議会へ報告するとともに、計画を公表し、委員の皆様へ配付させていただきます。 次に今後の協議会でございます。本日、計画(案)の答申をいただいたところでございますが、この計画を策定いたしました後も、計画の変更を行う場合には、軽微な変更の場合を除きまして本協議会に諮問することとなりますので、その際には委員の皆様にあらかじめ協議会開催の通知をさせていただきたいと考えております。 なお、委員の皆様には、人事異動等により変更等もあるかと存じますので、毎年度確認の通知を差し上げます。その際には、ご回答をよろしくお願いいたしますと考えております。</p> |
| <p>議 長 (市 長)</p> | <p>ただ今事務局から、今後のスケジュール並びに今後の富里市国民保護協議会についての説明がありましたが、この件につきまして、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。 (----- 質問なし -----)</p> |
| <p>議 長 (市 長)</p> | <p>ご意見もないようでございますので、これをもちまして本日の会議を終了させていただきます。皆様には大変長期にわたりまして富里市国民保護計画(案)の策定にお力添えをいただき、まことにありがとうございました。以上をもちまして、議事が終了いたしましたので、心から御礼申し上げます、進行を司会と交代させていただきます。大変ありがとうございました。</p> |
| <p>事 務 局 (課 長)</p> | <p><u>閉 会</u> 以上で本日予定しておりましたすべての議事が終了し、富里市国民保護計画(案)の答申をいただくことができました。ありがとうございました。委員の皆様には、長期間にわたりご多忙中のところご出席いただきましてまことにありがとうございました。重ねてお礼申し上げます。</p> |

また、先ほどの説明にもございましたが、今後本計画の重要な部分の変更を行う場合には、再び、本協議会を開催させていただくこととなりますので、その際にも、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、本日は、計画（案）の審議ということで、短時間でのお目通しは難しいこととされますので、後ほどお気づきの点等ございましたら、事務局にご連絡いただきたいと思います。

これをもちまして、第3回富里市国民保護協議会を閉会させていただきます。本日はありがとうございました。